

令和 8 年 度

国の予算編成に対する要請書

令和 7 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

本市は、令和 6（2024）年に人口が 155 万人を突破し、今なお発展を続け、人口増加が続いていますが、将来的な人口減少を見据え、地域包括ケアシステムの取組の推進や子育てしやすい環境の更なる充実のほか、臨海部の大規模土地利用転換の取組などを、市民・事業者の皆さまとともに進めています。

今後、川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

一方で、ふるさと納税による減収は拡大し、物価高騰や国の制度変更などに伴う財政措置が十分ではないなど、本市財政は引き続き厳しい環境下での運営を余儀なくされています。こうした中、多様化・増大化していく市民ニーズへきめ細かに対応するためには、効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要であり、国と地方の役割分担を明確にした上で、税源移譲を進めることが不可欠です。また、特別市制度の創設など、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現が必要です。

国においては、「地方創生 2.0」の基本構想の策定や、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」の実現に向けた取組などが進められていますが、市民の暮らしを支える中心的な役割を担っているのは地方自治体であり、圏域の中核都市である大都市の役割にも配慮した政策の実行を強く望みます。

真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として、本市の要請事項を取りまとめましたので、令和 8 年度国家予算編成において、特段の御配慮をお願いいたします。

令和 7 年 6 月

川崎市長

福田 紀彦

目 次

重 点 要 請 項 目

○ 大 都 市 の 役 割 に ふ さ わ し い 税 財 源 の 充 実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
特別市制度の創設について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について・・	10
ふるさと納税制度の見直しについて・・・・・・・・・・・・	12

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

システム統一・標準化について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
継続的な待機児童対策と利用者負担の軽減に向けた支援について・・・・・・・・	16
乳児等通園支援事業の制度設計について・・・・・・・・・・	18
子どもの医療費助成の在り方の検討について・・・・・・・・	20
児童福祉人材の確保に向けた支援について・・・・・・・・・・	22
福祉・介護人材の確保に向けた支援について・・・・・・・・	24
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	26
多摩川における治水対策の推進について・・・・・・・・・・	28

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

自動運転の社会実装に向けた支援について・・・・・・・・	30
川崎臨海部の土地利用転換について・・・・・・・・・・・・	32
脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について・・・・・・・・	34

要 請 項 目

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

石油コンビナート地域の強靱化について・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について・・・・・・・・	4 0
物価高騰を踏まえた保育所等への対応について・・・・・・・・・・	4 2
障害児者に係る地域生活支援事業等補助金の適切な財政措置について・・・・・	4 4
新興感染症等対応における十分かつ柔軟な財政措置について・・・・・・・・	4 6
政策医療の維持・強化にかかる支援の充実について・・・・・・・・・・	4 8
予防接種事業の抜本的改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・・・・・・	5 2
看護職員の確保に向けた支援について【新規要請項目】・・・・・・・・	5 4
G I G Aスクール構想の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
学校における医療的ケア児支援の充実について・・・・・・・・・・	5 8
教職員定数の改善と教育人材の確保について・・・・・・・・・・・・・	6 0
緑地保全事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
公園等整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について・・・・・	6 6
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・	6 8
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について・・・・・・・・	7 0
平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について・・・・・・・・・・	7 2
河川管理施設の老朽化対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
水道管路更新・耐震化の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6
工業用水道管路更新の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
下水道整備事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0
プラスチック資源循環に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・	8 2
カーボンニュートラルの実現に向けた廃棄物処理施設整備事業の推進について	8 4

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成と イノベーション・エコシステムの構築について・・・・ 8 6
「新川崎・創造のもり」を中核とした量子・AI・半導体等の 研究開発プロジェクト等の推進について・・・・ 8 8
川崎市中央卸売市場北部市場の機能更新事業（再整備）の推進について 【新規要請項目】 9 0
鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 2
拠点地区等の整備推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 4
新たなモビリティサービスの社会実装に向けた支援について・・・・ 9 6
川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・・ 9 8

道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策について	1 0 0
広域幹線道路網の整備推進について	1 0 2
首都高速道路等の料金施策に係る措置について	1 0 4
幹線道路の整備推進について	1 0 6
京浜急行大師線連続立体交差事業について	1 0 8
J R 南武線連続立体交差事業について	1 1 0
川崎港の機能強化について	1 1 2

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 請 項 目

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

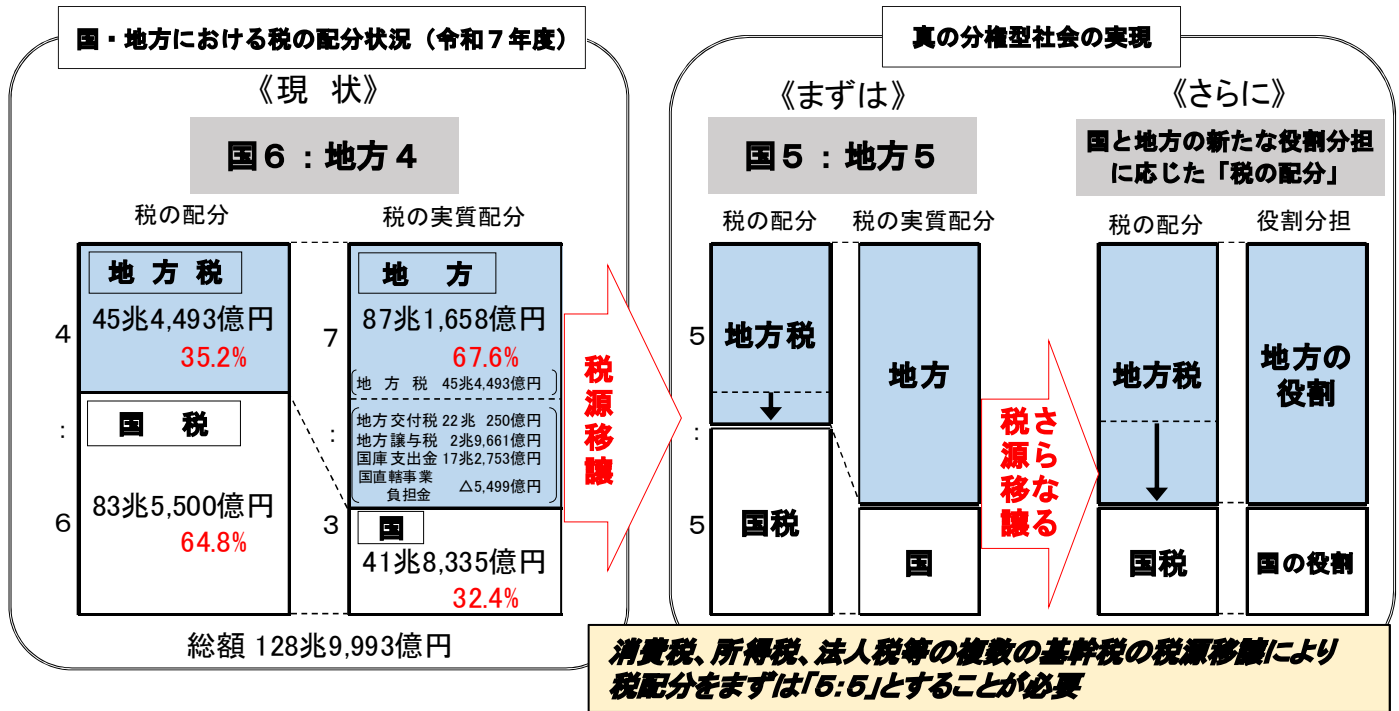
■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、新しい地方経済・生活環境創生交付金は、地方が自主性・独自性を発揮して活用できるよう、より自由度が高い制度とすること。

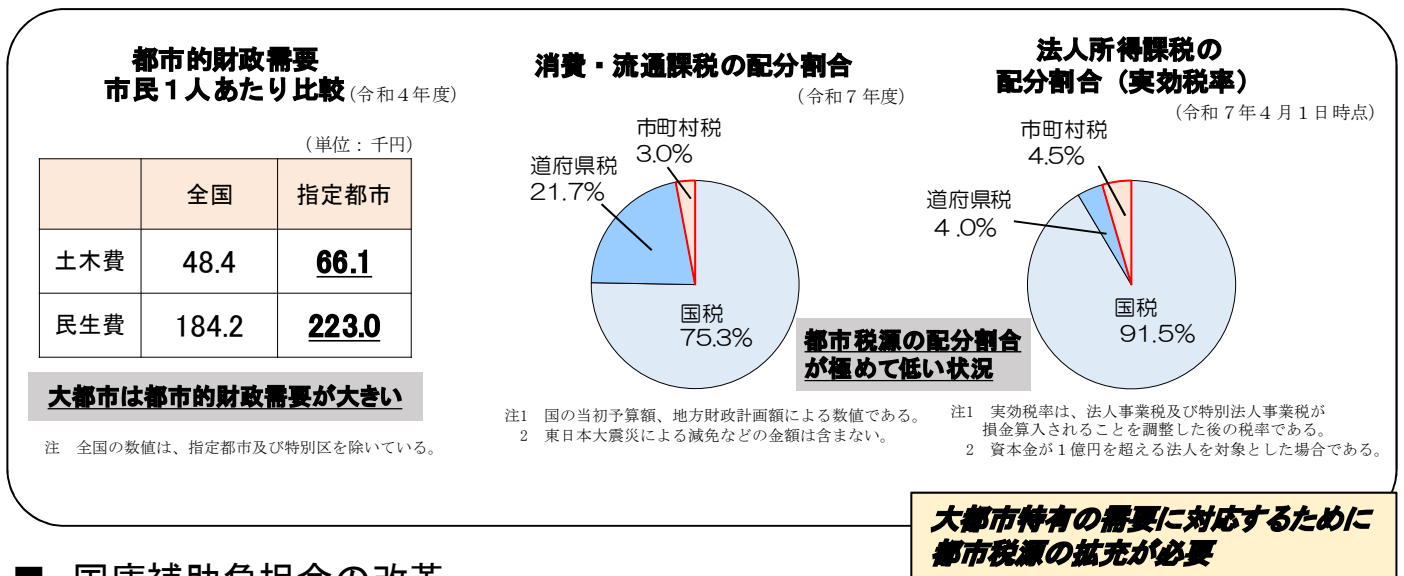
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現には、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分とする必要があります。
- 本市をはじめとする指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えています。しかし、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっていることから、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充する必要があります。
- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業が交付金の対象となるよう必要額を確保し、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

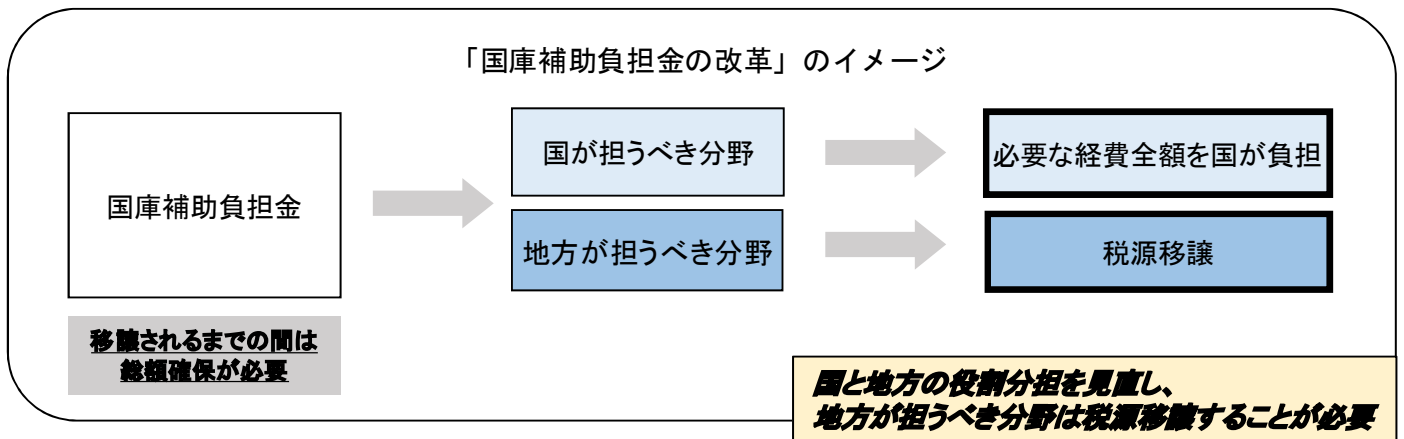
■ 国・地方間の税源配分の是正



■ 都市的財政需要及び都市税源の配分の状況



■ 国庫補助負担金の改革



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
 財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

特別市制度の創設について

【内閣官房・内閣府・総務省】

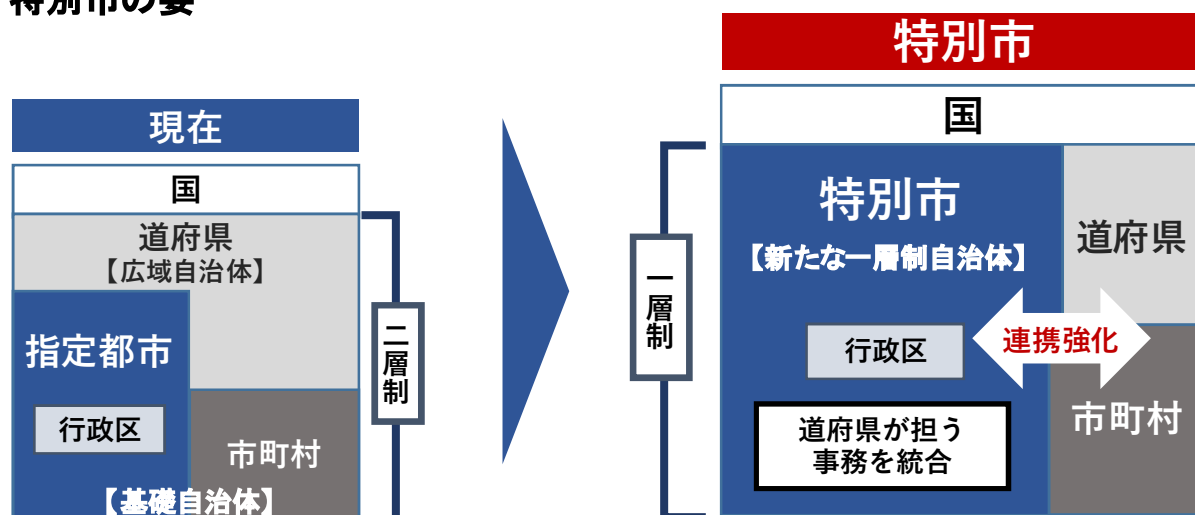
■ 要請事項

- 1 我が国を取り巻く危機的な状況と将来を見据え、次期地方制度調査会において、大都市制度のあり方等を諮問事項とし、議論を加速させることで、特別市制度の早期実現を図ること。
- 2 特別市制度が創設されるまでの間、大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、道府県から指定都市への権限及び税財源の移譲を行うこと。

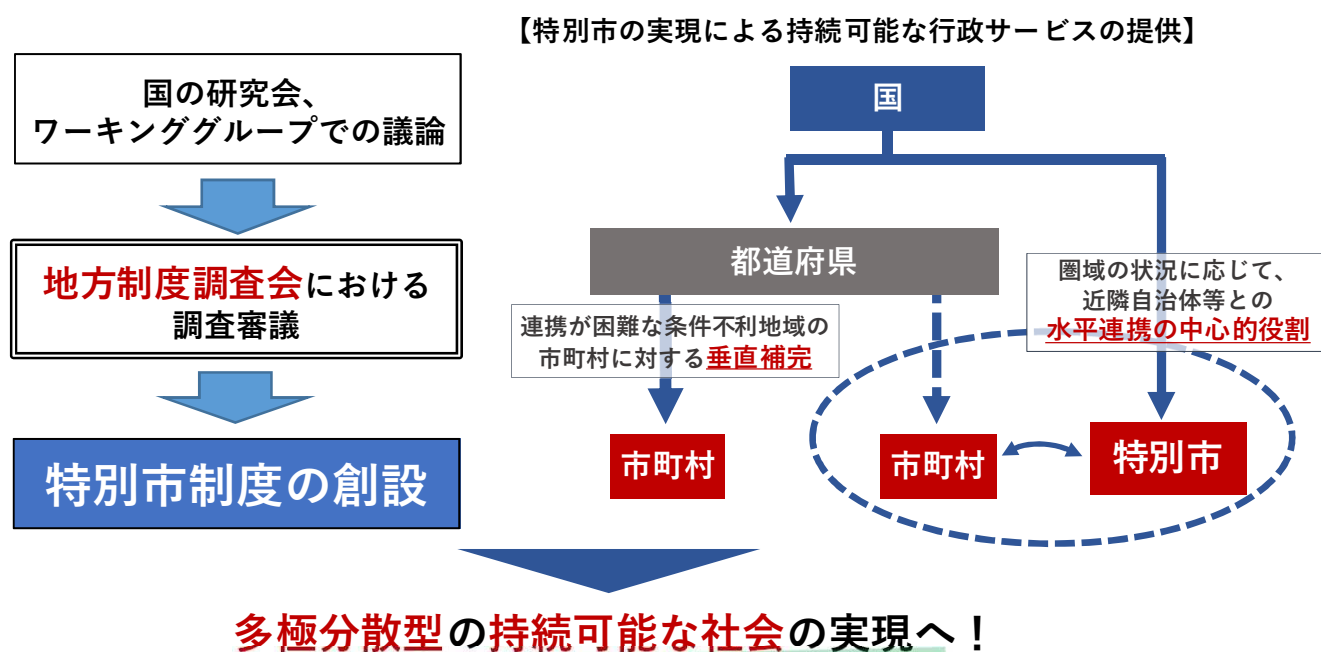
■ 要請の背景

- 現在、我が国には、急速に進む人口減少や長期の経済停滞等の深刻な危機が訪れており、将来的には、更なる行政コストの増大や地域資源の減少により、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられています。
- こうした中、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、長年変わらない地方自治制度のあり方の抜本的な見直しについて議論を進めるとともに、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指していく必要があります。
- 国では、人口減少時代に対応するための研究会や大都市に関するワーキンググループにおいて、特別市制度を含めた議論がなされており、その議論を次期地方制度調査会の調査審議に繋げ、地方自治制度を見直していく必要があります。
- 特別市制度は、広域自治体と基礎自治体の事務を統合し、住民に身近な事務を一元的に担うことで、効率的・機動的な都市経営を実現し、その成果を圏域や日本全体にも還元するものであり、大都市と周辺自治体の双方に良い影響がある制度です。
- 特別市を中心とした圏域内の水平連携と、そうした連携が困難な地域における道府県による垂直補完など、道府県と特別市が適切に役割分担を行い、各々の役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がります。
- 指定都市は、大都市特例事務に係る行政サービスを実施していますが、権限に見合う財源が税制上措置されておらず、措置不足が生じているため、実態に見合った制度の見直しが必要です。

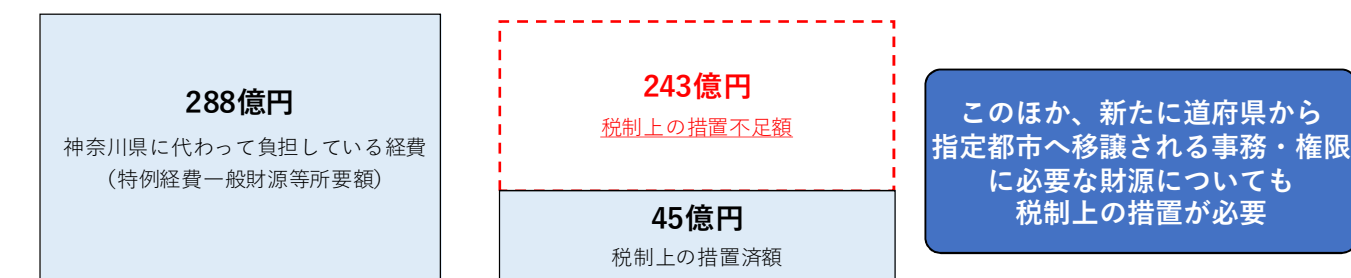
■ 特別市の姿



■ 次期地方制度調査会での大都市制度の議論の必要性



■ 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額 (令和7年度予算に基づく概算)



注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

この要請文の担当課／総務企画局都市政策部地方分権・特別市推進担当
財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-1576
TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び 嵩上げ制限の廃止について

【こども家庭庁・総務省・文部科学省・国土交通省】

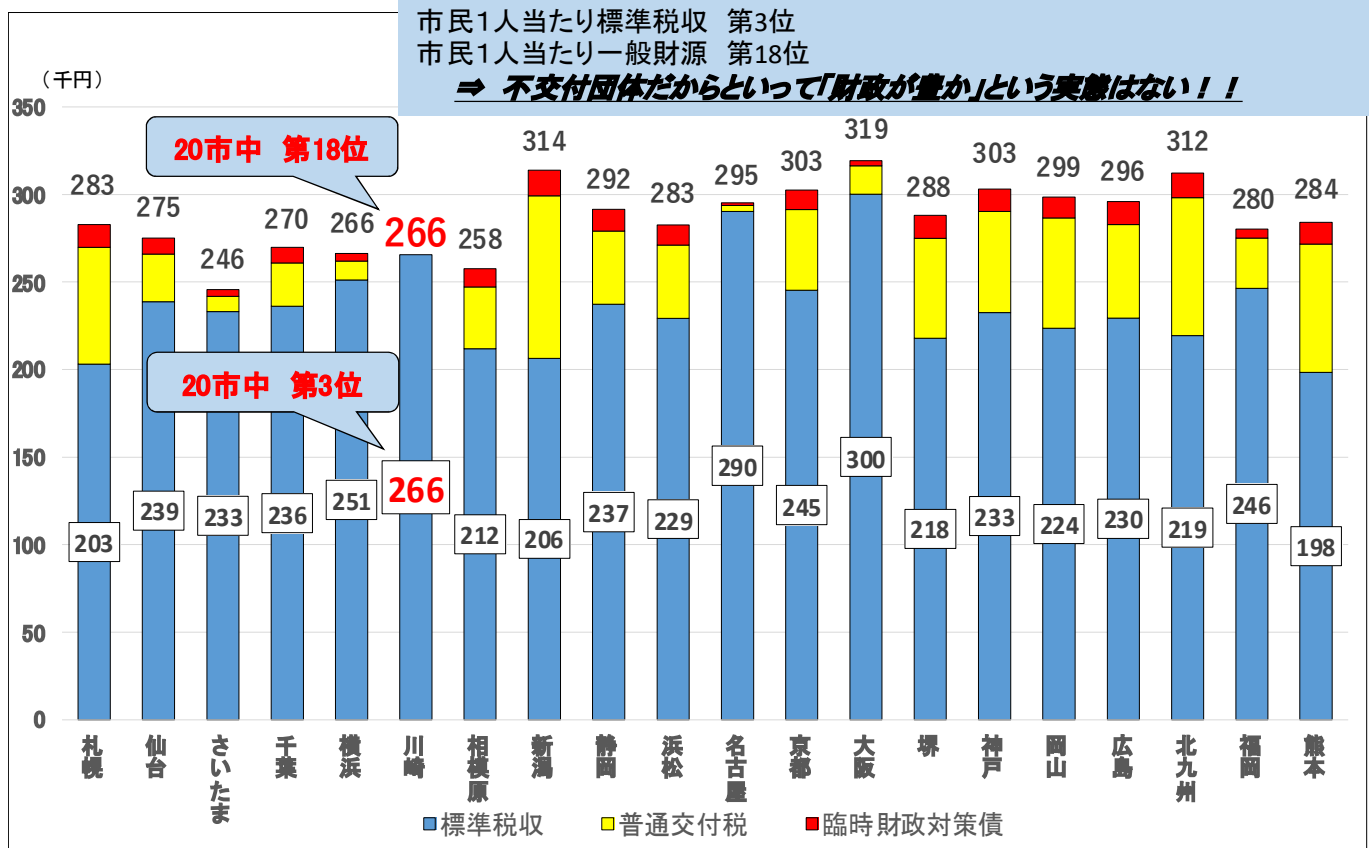
■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

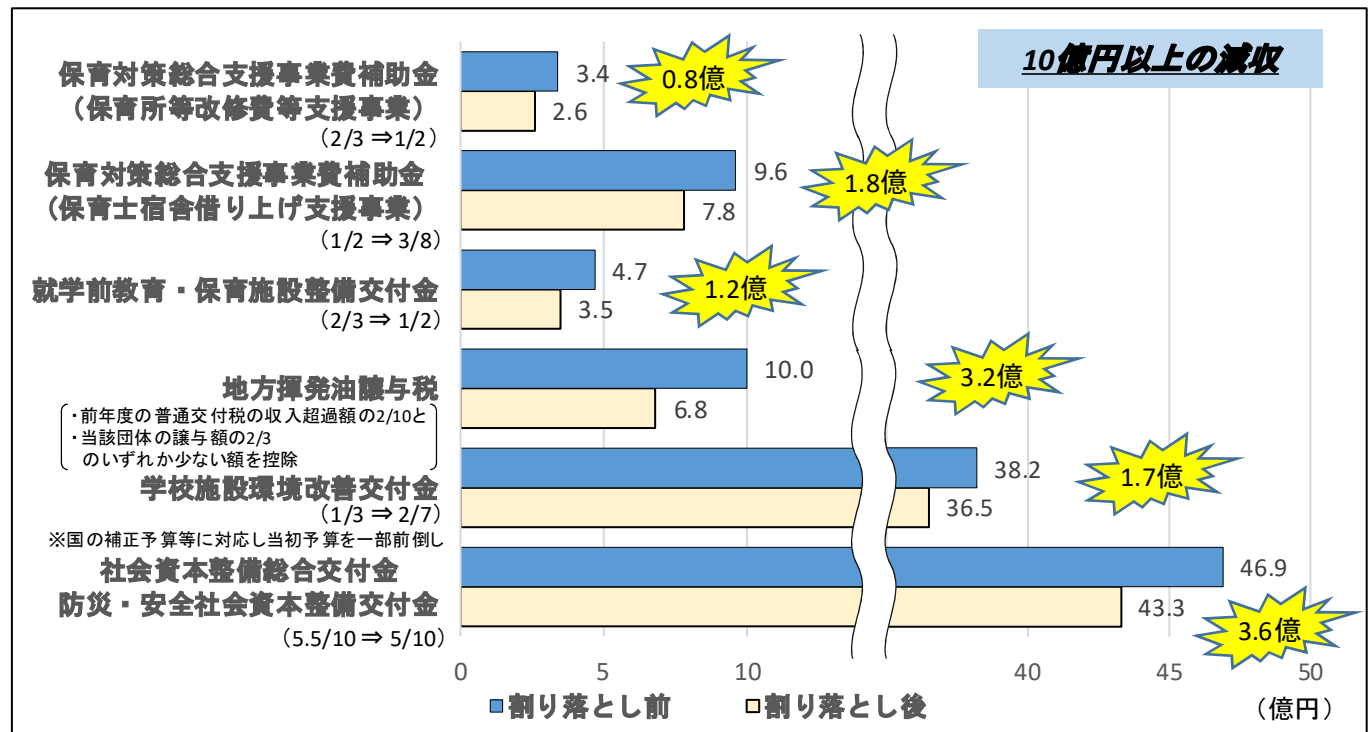
■ 要請の背景

- 地方交付税は、補助金や交付金のような政策誘導手段として用いるものではなく、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。
- 本市は昨年4月に人口155万人を突破し、今なお発展を続け、人口増加が続いています。一方で、自然動態は既に減少に転じ、生産年齢人口のピークも迫っており、将来的な人口減少が見込まれます。
- 指定都市の普通交付税不交付団体として、「財政が豊か」というイメージを持たれている一方で、指定都市を市民1人当たり標準税収で比較すると、本市は第3位ですが、普通交付税及び臨時財政対策債を加えた市民1人当たり一般財源で比較すると、第18位となり、「不交付団体＝財政的に豊か」という関係は成り立ちません。
- 本市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備などの大都市特有の財政需要や、防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る財政需要を抱えている中、収支不足に伴い減債基金からの借入れを行っている状況であり、「財政が豊か」という実態はありません。
- 現在、各省庁独自で財政力指数に基づいて国庫支出金の割り落とし等が行われていますが、地方交付税による地方団体相互間の調整に加えた「二重の調整」であることから、財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を見直す必要があります。

■ 1人当たり標準税収及び一般財源の比較(令和5年度決算)



■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額(令和7年度予算)



地方交付税での財源調整との二重の調整となる財政力指数に基づく不合理な国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと

ふるさと納税制度の見直しについて

【総務省】

■ 要請事項

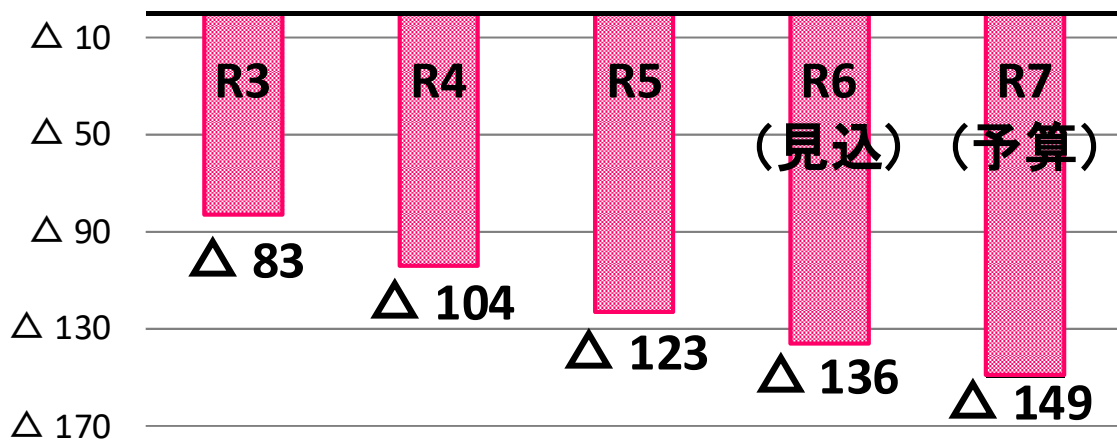
- 1 返礼品を目的とした寄附の増加により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていること等を踏まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを早急に行うこと。
- 2 「ワンストップ特例制度」を適用する場合には、個人住民税から控除している所得税控除相当額について、地方特例交付金により全額を補填すること。

■ 要請の背景

- 自分を育ててくれた「ふるさと」に対して、自分の意思で納税できる仕組みとして創設されたふるさと納税制度は、その理念として「税の使われ方を考えるきっかけ」「生まれ故郷や応援したい地域の力になれる」「自治体が取組をアピールし、競争が進む」ことが掲げられていますが、本来の制度創設の趣旨やその理念とは裏腹に、返礼品や節税を目当てとしたネット通販化している状況です。
- ふるさと納税により流出するのは、地方税の中でも基幹的地位を占め、いわば「地域社会の会費」として位置づけられる個人住民税ですが、本市においては、流出見込額が令和7年度予算で149億円となるなど、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要を抱える中で看過できない状況です。
- 現行制度においては、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみとなっており、返礼品との組み合わせにより、高所得者ほど大きな節税効果が生ずるなどの課題が依然として残されており、寄附金については、その5割まで募集に要する費用となっています。
- こうした状況を踏まえ、納税者への影響等を考慮した上で、特例控除額に、定額の上限額を設定すること、限度額を所得割額の2割から1割に戻すこと、また、経費割合を引き下げることなど、見直しを早急に行う必要があります。
- 「ワンストップ特例制度」について、所得税控除相当額を個人住民税から控除している現状の仕組みを速やかに見直す必要があります。
- 制度見直しまでの間は、減収影響に対する財政措置を講ずる必要があります。

■ 本市におけるふるさと納税による減収額

(単位:億円)

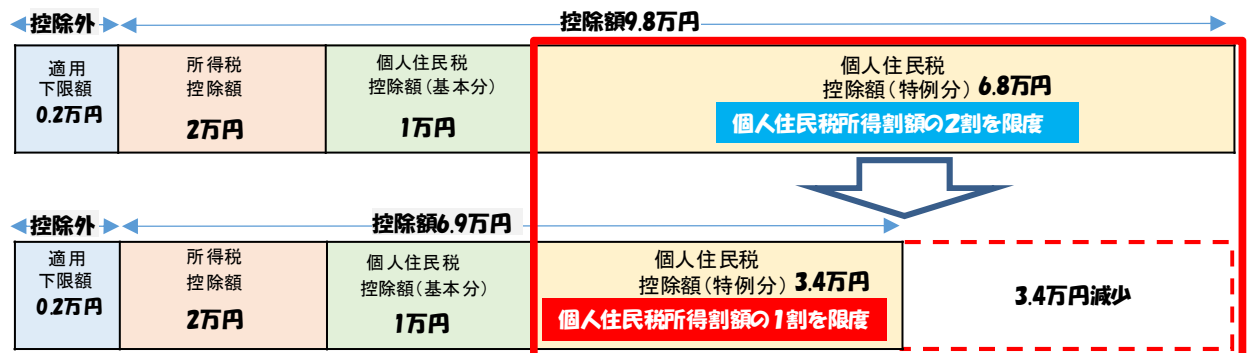


＜特例控除額の上限設定による影響額の試算(本市分)＞

特例控除額に係る上限額	3万円	5万円	10万円
影響を受ける方の割合	58%	33%	10%
令和6年度減収額(a)	126億円	126億円	126億円
上限を設けた場合の減収額(b)	58億円	78億円	102億円
減収額への影響額(a)-(b)	68億円	48億円	24億円

注1 上限額、減収額及び影響額は、いずれも個人市民税の額(ふるさと納税ワンストップ特例制度による申告特例控除額を除く)
 2 影響を受ける方の割合は、ふるさと納税実施者全体に対する割合

＜所得割額の2割から1割に戻すことによる影響額の試算(本市分)＞



(例: 年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円(年間上限)のふるさと納税をした場合)

■ ワンストップ特例制度による影響

【確定申告を行う場合】

適用 下限額 0.2万円	所得税 控除額 2万円	個人住民税 控除額 7.8万円
--------------------	-------------------	-----------------------

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用 下限額 0.2万円	個人住民税 控除額 2万円	個人住民税 控除額 7.8万円
--------------------	---------------------	-----------------------

影響額
10億円

個人住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

(例: 年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円(年間上限)のふるさと納税をした場合)

この要請文の担当課／財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192

システム統一・標準化について

【デジタル庁・総務省】

■ 要請事項

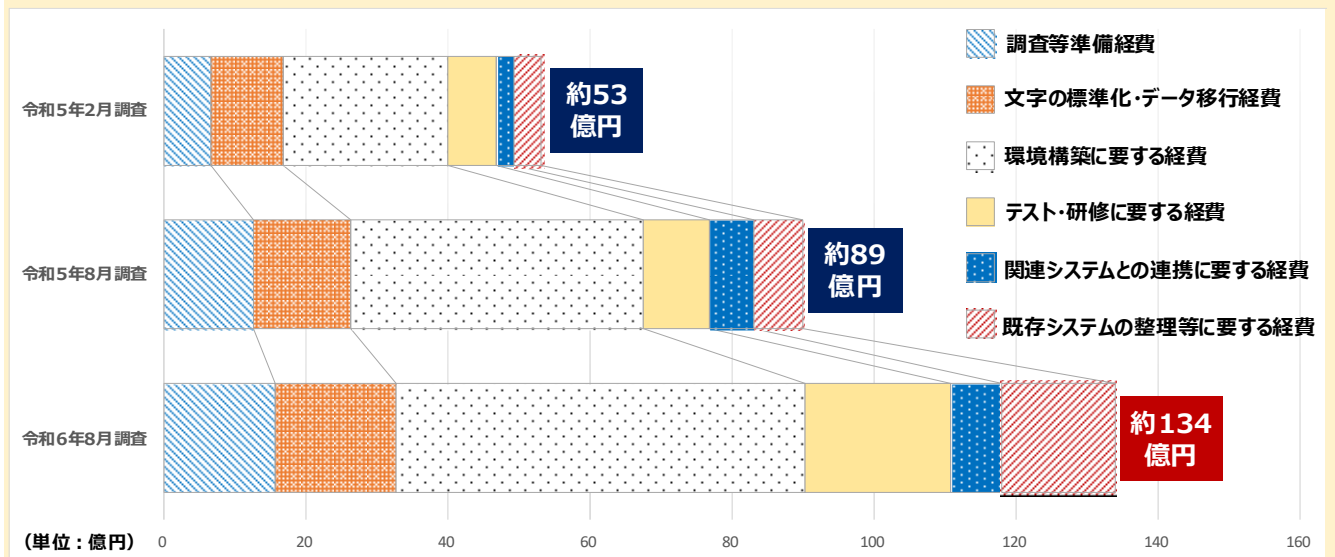
- 1 システム標準化に係る補助対象経費は令和8年度以降の経費も含め国の全額負担となるよう上限額を見直すこと。
- 2 標準化後に運用経費の増加が見込まれることから、ガバメントクラウド利用料やシステムのライセンス利用料等、システム標準化に起因する増額分については、国の全額負担となるよう財政支援を行うこと。
- 3 国の制度改正等が標準準拠システムの実装を前提として進められることなく、特定移行支援システムに配慮して実施されること。

■ 要請の背景

- 地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）が改定され補助金も5年延長されることとなりましたが、特定移行支援システムの増加等により、過渡期連携の対応に係る経費等が未だに増加しています。全ての補助対象経費が国の全額負担となるよう上限額の見直しが必要です。なお、特定移行支援システムが標準化する際に、先行して標準化したシステムにおいても連携プログラムの改修等が見込まれることから、補助対象となる経費の要件についても特定移行支援システムを踏まえたものに見直す必要があります。
- システムの標準化に伴い、従前の運用経費から大幅な増額が見込まれます。ガバメントクラウド利用料、システムのライセンス利用料の増加等、システム標準化に起因した増額分については、基本方針に運用経費削減を掲げている以上、普通交付税の不交付団体であっても負担が増えないよう、国が全額負担するよう見直しが必要です。
- 国による制度改正が標準準拠システムを前提として実施された場合、自治体の対応が困難になり市民サービスに影響が生じることから、特定移行支援システムに配慮するようデジタル庁が関係省庁と調整する必要があります。また、制度改正対応として特定移行支援システムの改修が必要になった場合、これに係る経費については国が負担すべきであるとして、所管省庁において負担するよう調整が必要です。

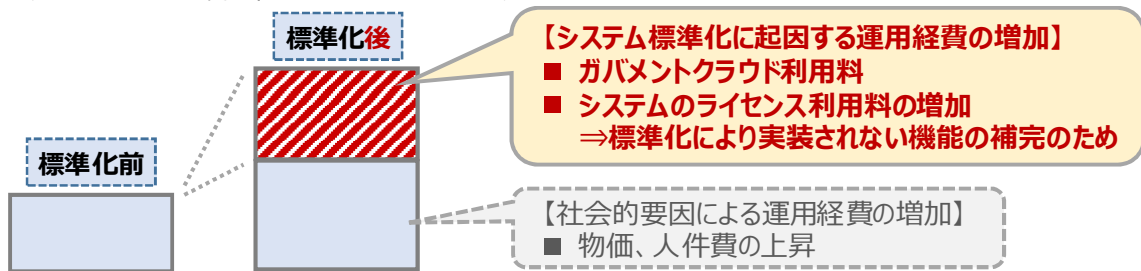
■ 本市における標準化に係る補助対象経費について

➤ 特定移行支援システムの増加等により、経費調査の度に経費が増加している。



- ✓ 特定移行支援システムの実情に即して、全額補助されるよう上限額の見直しが必要。
- ✓ 補助対象となる要件についても特定移行支援システムを踏まえたものに見直す必要がある。

■ 本市における標準化後の運用経費について



- ✓ システム標準化に起因する運用経費の増額分は、国が全額負担する必要がある。

■ 本市の情報システムの標準化移行想定スケジュール

本市では標準準拠システムの対象となる「基幹20業務」を13システムに分けて管理している。



この要請文の担当課／総務企画局デジタル化施策推進室 TEL 044-200-2971

継続的な待機児童対策と利用者負担の軽減に向けた支援について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

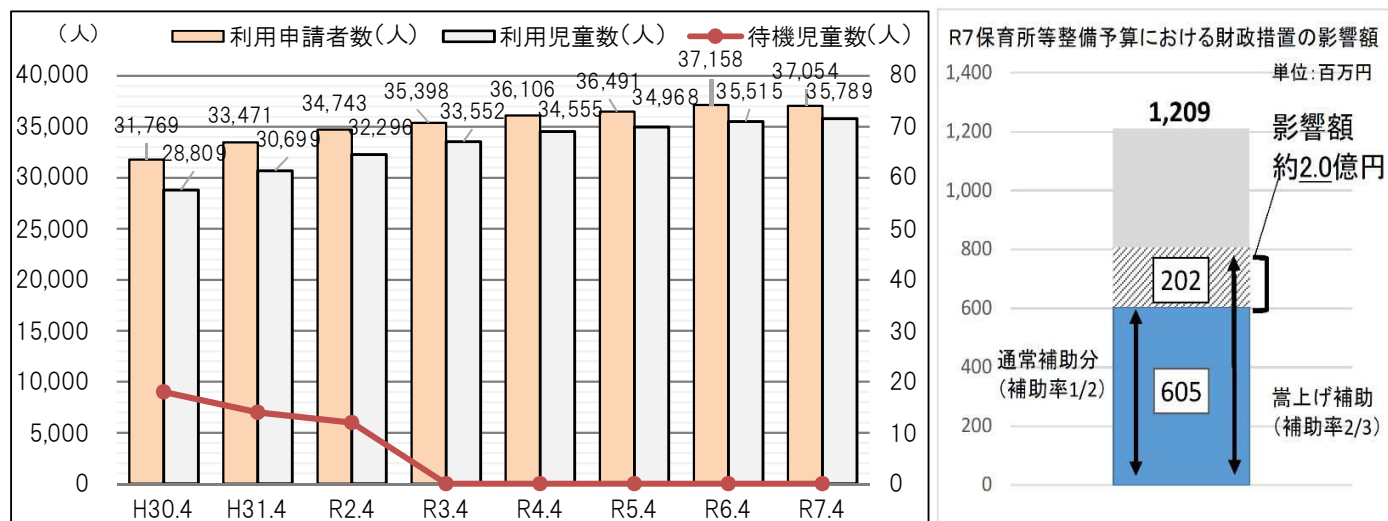
- 1 継続的な待機児童対策のため、受入枠確保に必要な財政措置を講ずること。
- 2 定員増を伴わない改築や修繕について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 保育所等の利用者負担の軽減に向けて、国基準保育料の減額、多子世帯支援の拡充の措置を図ること。

■ 要請の背景

- 本市では、保育所等の利用申請者数は増加傾向となっている中、多様な手法を用いた保育受入枠の確保等を実施した結果、令和7（2025）年4月1日時点の待機児童数は5年連続でゼロを達成したところです。
- 就学前児童数の減少等により、保育ニーズは今後緩やかに減少するものと見込んでいるところですが、マンション建設により人口の増加が見込まれるなど特に保育ニーズが高い地域では、引き続き、施設整備等により保育受入枠の確保が求められるため、待機児童数等によらず整備費補助の嵩上げ措置の適用が必要です。
- 安定的な保育の提供を継続するためには、既存施設を有効活用する必要がありますが、本市では、開設後10年以上が経過した保育所等が増えている中、今後、老朽化等対策に関するニーズの増加が予想されるため、引き続き支援が必要です。
- 保育所等の利用者負担額について、本市では、市単独で負担し国基準以下の料金を設定するとともに、多子世帯への軽減措置についても令和6（2024）年4月から市独自の拡充を実施していますが、各自治体においても、独自の料金設定や軽減措置を行っていることから、自治体間で格差が生じています。
- 保育料の負担軽減措置については、本来は一律の基準に基づき運用される必要があること、独自の負担軽減措置により本市における財政負担が生じていることから、国基準保育料の減額、多子世帯の負担軽減に係る所得制限等の撤廃、さらに第2子以降の無償化など、保育料軽減措置を拡充する必要があります。

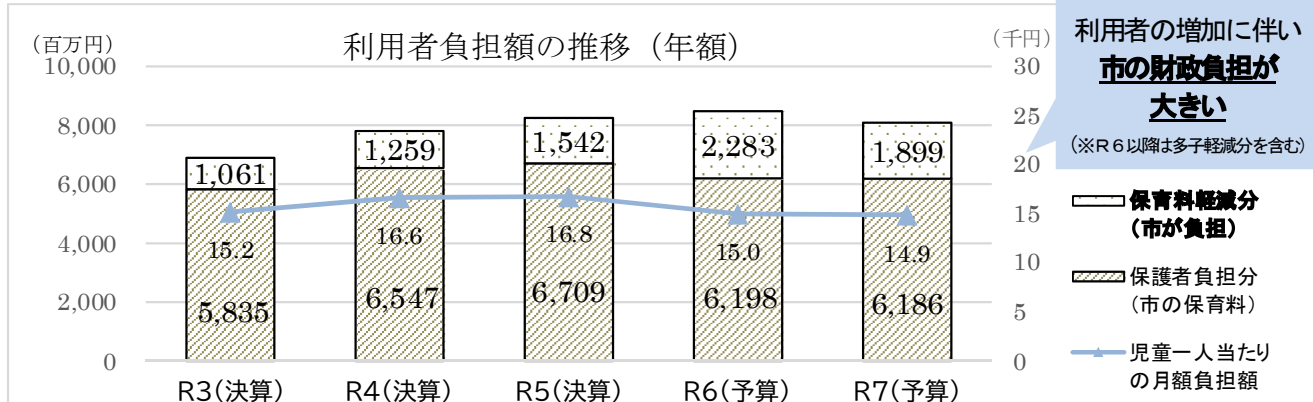
■ 受入枠確保に必要な財政措置

- ・継続的な待機児童対策には整備費等が不可欠であるが、補助率の嵩上げが待機児童を解消した場合等について翌年度適用とならないことから、市の負担が増加することとなり、取組の継続に支障が生じる。



継続的な待機児童対策につながるよう、受入枠確保に必要な財政措置を講ずること。

■ 本市における利用者負担軽減措置の状況



・多子世帯軽減措置の拡充

	国基準	川崎市
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯)	全児童 (無料)	全児童 (無料)
市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世帯が減免対象	市が独自に拡充 (R6.4月から) 第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世帯が減免対象
市民税所得割相当額が57,700円以上の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →同一世帯において小学校就学前のお子さんが対象 施設・事業を同時に利用する場合に適用	

この要請文の担当課/こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 TEL 044-200-3630

乳児等通園支援事業の制度設計について

【こども家庭庁】

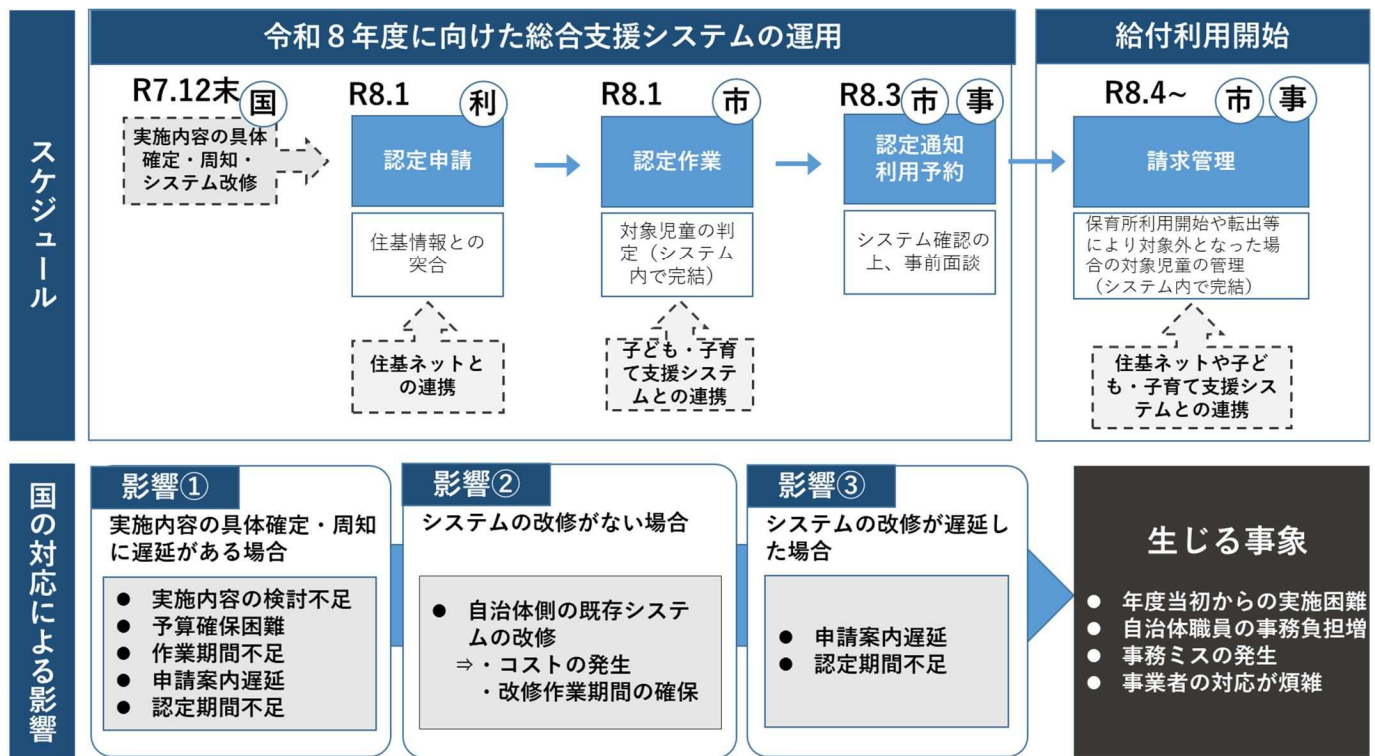
■ 要請事項

- 1 令和8年度の給付制度化に向けて、円滑に事業を実施できるよう、加算額の体系や単価等を見直すとともに、早期の制度設計と自治体への共有を行うこと。
- 2 総合支援システムに関して、より自治体の実務を踏まえた仕様とすること。
- 3 一時預かり事業との相違点をより明確にし、また、通常保育や一時預かり事業との関係性や、それらと一体運営する場合の運用上の取扱い等を示すこと。

■ 要請の背景

- 令和7年度の補助単価は増額となったものの、実施施設からは、保育士の専任要件や突発対応に備えて経験豊富な保育士を配置する必要性を踏まえると、いまだ不十分との意見があり、さらに利用ニーズが不透明なため、本事業の実施に消極的な施設も多く、令和8年度からの給付制度化にあたっては、継続的かつ安定的に事業を実施できるよう単価設定等について更なる拡充・見直しが必要です。
- 令和7年度の事業実施においては、国の設備運営基準等の提示が遅れ、非常に限られた期間での条例等の整備や実施準備が負担となりました。令和8年度の給付制度化にあたっては、利用者への速やかな周知を図れるよう自治体に対して早急に給付制度の内容を示すことが必要です。
- 総合支援システムについては、市民サービスへの影響、自治体の事務負担の増等に対応するために、利用者アカウントを正確に管理することを基本とする必要があります。また、給付認定については、年度内に完了させる必要がありますので、国において、住基ネット、子ども・子育て支援システムとの連携のほか、給付認定機能の搭載などの改修を早期に行う必要があります。
- 一時預かり事業との比較において、利用者目線での相違点がいまだ不明確であり、また、通常保育や一時預かり事業と一体運営する場合の職員配置のあり方等が明確でなく、結果、実施施設の運営費に影響することから、それぞれの事業との相違点や関係性、それらと一体運営する場合の運用上の取扱い等を示す必要があります。

■ 給付制度化に向けた想定スケジュール及びシステムの必要機能



給付制度として円滑に事業実施できるよう、早期の制度設計や情報共有が必要

■ 一時預かり事業との相違点 ※こども家庭庁の資料から抜粋

	現行の一時預かり事業	乳児等通園支援事業
位置付け	市町村が実施主体となる補助事業	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の給付
実施自治体	1269 自治体	全ての自治体
目的・内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	0 歳 6 か月～2 歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付
利用時間	市町村により上限の設定	月一定時間まで
その他	上記以外の、利用方法や実施方法等については、大きな違いは無い	

利用者目線での相違点が不明確であり、周知・案内に苦慮

この要請文の担当課／こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課	TEL 044-200-2686
こども未来局保育・幼児教育部保育第 2 課	TEL 044-200-3948
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当	TEL 044-200-3794
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課	TEL 044-200-3630

子どもの医療費助成の在り方の検討について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

- 1 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。
- 2 国と地方自治体が、子どもの医療費助成について、共同で検討を行う体制を構築すること。

■ 要請の背景

- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。
- 本市では、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て環境づくりを進めています。小児医療費助成制度について、令和5（2023）年9月から、対象年齢の中学3年生までの拡大、所得制限の撤廃により制度拡充を図りましたが、年々財政負担が大きくなる一方、更なる制度拡充を求める声も上がっています。
- 子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるためには、子ども医療費助成制度は、地方自治体間で差異が生じない統一的な制度であることが望ましく、制度の創設・実施のためには、国と地方自治体が共同で検討する体制づくりが必要です。
- 国におけるPMH及び全国現物給付化により、運用面の統一が予定されていることも勘案し、国、都道府県、市町村が一体となって子どもへの支援が可能となるよう、国の責任において、窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設することが必要です。

■ 子どもの医療費助成の現状

- ・医療保険の自己負担分に対する、**地方単独事業による軽減措置の実施**
- ・地域間での格差及び拡充による**地方自治体の財政負担の増大**

■ 指定都市の状況（令和7年度）

地方自治体間で差異が生じている状況

1 助成対象年齢

助成対象年齢	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
高校3年生まで	15	札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、（東京都）	15	札幌市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市、（東京都）
中学3年生まで	5	仙台市、横浜市、 川崎市 、京都市、広島市、（神奈川県）	5	仙台市、横浜市、 川崎市 、京都市、広島市
小学6年生まで	0	—	0	（神奈川県）

2 一部負担金

一部負担金	入院		通院	
	都市数	都市名	都市数	都市名
一部負担金なし	13	さいたま市、横浜市、 川崎市 、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、（東京都）	3	さいたま市、横浜市、名古屋市
一部負担金あり	7	札幌市、仙台市、千葉市、新潟市、京都市、大阪市、堺市、（神奈川県）	17	札幌市、仙台市、千葉市、 川崎市 、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、（東京都）、（神奈川県）

3 所得制限

所得制限	入院・通院	
	都市数	都市名
所得制限なし	17	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、 川崎市 、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
所得制限あり	3	札幌市、相模原市、広島市、（東京都）、（神奈川県）

※自治体公表ベース

子どもたちが日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう

- ・子どもの医療費助成について、**全国一律の制度を構築すること**
- ・国と地方自治体が**共同で検討する体制を構築すること**

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 TEL 044-200-2671

児童福祉人材の確保に向けた支援について

【こども家庭庁】

■ 要請事項

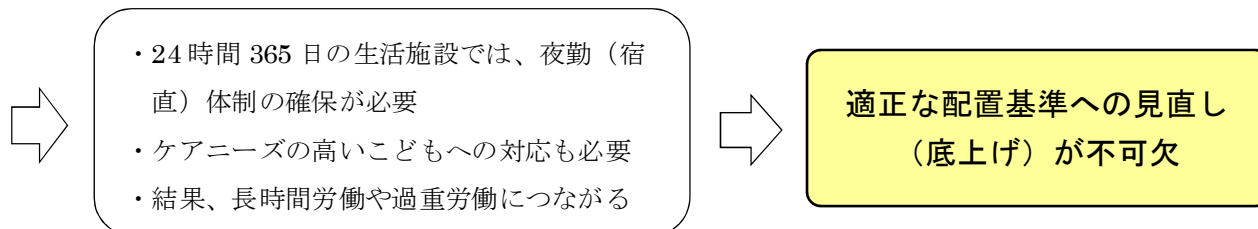
- 1 児童養護施設等の職員配置基準を見直し、体制強化への支援を行うこと。
- 2 保育士等の児童福祉人材の確保に必要な処遇改善等加算の増額を講ずること。
- 3 保育所等の宿舍借り上げ支援制度については、対象者を拡充するとともに、対象期間の見直しは慎重に行い、また、基準額は変更前に戻し、維持すること。
- 4 児童養護施設等については、宿舍借り上げ支援制度を新たに創設すること。

■ 要請の背景

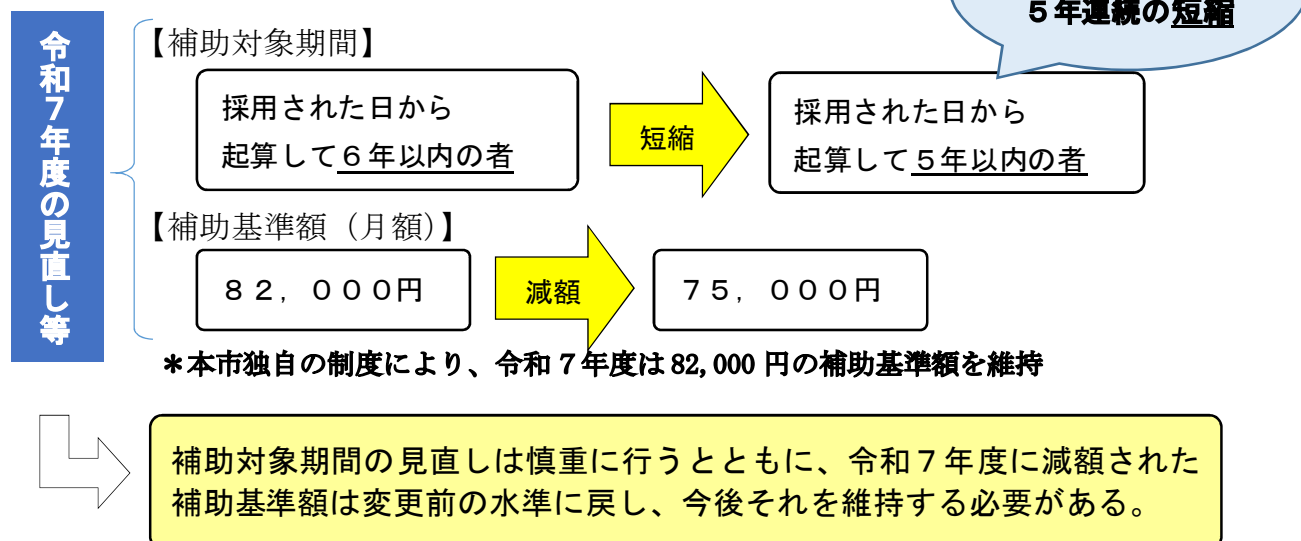
- 児童養護施設や乳児院等において、国の「新しい社会的養育ビジョン」等に定める「できる限り良好な家庭的環境」での養育実現と、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を両立させるためには、保育士や児童指導員など専門職の適正な職員配置への見直しが必要不可欠です。
- 保育士等の児童福祉人材にかかる処遇改善については、これまでも国において、一定の改善が図られてきました。しかしながら給与は一般労働者と比較すると依然として低額であり、本市独自に処遇改善を行ってはいるものの、待遇面を理由に離職する者も依然として多い状況です。
- 保育所等における宿舍借り上げ支援制度については、市内認可保育所の約90%が利用していますが、施設長や栄養士は補助対象となっておりません。また、補助対象期間は段階的に短縮され、令和7年度には補助基準額も減額となりました。児童福祉人材の雇用を促進するためにも、職種等による区別を無くして補助対象者を拡充するとともに、補助対象期間の見直しは慎重に行い、また、補助基準額は変更前の水準に戻し、今後それを維持する必要があると考えます。
- 児童養護施設等の職員は夜勤や長時間労働など過酷な勤務にも関わらず、保育所の保育士と比較して、宿舍借り上げ支援制度が無いことや処遇改善加算が不十分であるなど待遇面の格差があるほか、困難な業務と給与水準のバランスが確立できていないなど、人材確保・育成・定着が進んでいない現状があります。

■児童養護施設等の職員配置基準

	国基準	国基準＋市加配（本市独自の基準）
児童養護施設	こども 4 人に職員 1 人	こども 1 人に職員 1 人
乳児院	こども 1. 3 人に職員 1 人	こども 1 人に職員 1. 4 人（最大）



■保育所等の保育士宿舎借り上げ支援制度（国制度）



■児童養護施設等に対する本市の主な取組

本市独自の処遇改善の取組	対象職種	加算額	支援期間
職員住宅手当加算 （R2年度～）	・家庭支援専門相談員 ・栄養士 ・心理療法担当職員等	運営法人が支給する各月の手当額×3/4 （月20,000円上限）	雇用後5年間
職員宿舎借上支援事業 （R4年度～）	・保育士 ・児童指導員 ・看護師	月上限82,000円×3/4	雇用後9年間

市独自の職員配置基準に加え、これらの取組を本市が独自に、かつ一部は先行実施しているが、上記趣旨を踏まえ、国が措置費の体系に組み込むなど、制度として実施することで、保育士等の児童福祉人材の確保・育成・定着を実現することが必要である。

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 TEL044-200-1724

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL044-200-2686

こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794

福祉・介護人材の確保に向けた支援について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 川崎市は住宅1畳あたりの家賃が指定都市で最も高く、人材を確保するに当たっては、住居費の負担が大きいことから、都市部における住居費負担の軽減に向けた支援を行うこと。
- 2 福祉・介護人材の確保については、今後の地域包括ケアシステムの構築や社会保障制度の維持に向けて必要不可欠なものであるが、賃金は他産業と比較して低い水準であるため、更なる処遇改善など、対応策について早急に行うこと。

■ 要請の背景

- 福祉・介護人材の確保に向けては、国においても取組を進められているところですが、賃金が低いことや職場環境の状況等から全国的に人材が不足しています。
- 本市においては、就職相談会の開催や各種研修の実施、法人管理者向けの研修及びキャリアアップ支援など「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の4つのアプローチによる取組を行い、福祉・介護人材の確保と定着に努めているところですが、各事業所における不足感は増加傾向にあります。
- 本市は1畳あたりの家賃及び月額平均家賃において、いずれも指定都市で最も高く、都市部特有の地域特性があります。
- 国では、人生100年時代に向けた整備を進める中で、最大の課題は人材の確保であるとし、処遇改善を行っていますが、介護福祉士の場合、10年以上の経験を積んで、ようやく全産業平均水準の賃金に達するものであり、福祉・介護従事者全体としては、一般労働者に比べ賃金が低いのが現状です。
- 高齢者・障害者への支援のために人材は最大の基盤となります。そのための福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた支援として、更なる処遇改善や居住費における宿舍整備にとどまらない都市部特有の住宅状況を踏まえたきめ細やかな支援は必要不可欠です。

■福祉人材の不足感

- 令和4年度に行った「障害のある方の生活ニーズ調査」の結果から、事業所全体の福祉従事者の不足感は45.9%と増加傾向になっている。



- 令和4年度に行った「川崎市高齢者実態調査」の結果から、事業所全体の介護従事者の不足感の割合は79.8%と増加傾向になっている。



■住居費の実態

- 1畳あたりの家賃において、全国平均を大きく上回り、指定都市では1位。

東京都特別区部	6, 5 5 4 円
川崎市	5, 1 5 7 円
横浜市	4, 6 8 9 円
全国平均	3, 5 7 5 円

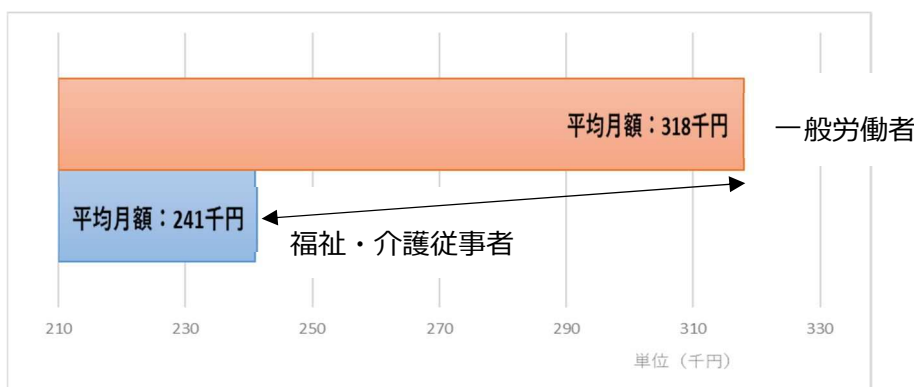
※令和5年住宅・土地統計調査より

- 月額平均家賃において、東京都特別区部について、第2位。指定都市では1位。

東京都特別区部	9 3, 5 6 1 円
川崎市	7 8, 3 4 2 円
横浜市	7 4, 5 0 3 円
さいたま市	6 8, 0 0 3 円

※令和5年住宅・土地統計調査より

■賃金の格差



※令和5年度介護労働実態調査と令和5年賃金構造基本統計の比較

賃金の格差が大きい
ため、福祉人材が、安心して働ける環境の整備が求められます。

上記の実態を踏まえ、福祉ニーズの増大に対応する福祉・介護人材の確保に、国がきめ細やかな住居費支援及び更なる処遇改善を実効性のある制度として実施することが必要

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647
健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 TEL 044-200-1978

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 実勢価格を踏まえ、計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 空調設備等の補助対象事業費の上限額の引上げを図ること。
- 3 教室不足を効果的に解消するため、補助制度の拡充を図ること。
- 4 物価高騰や労務単価上昇に起因する入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応を図ること。

■ 要請の背景

- 補助単価の見直しが行われているものの、昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇の影響等もあり、依然として現行の補助単価と実際の工事費に乖離があり、大きな負担となっています。また、補正予算等による措置のため、入札不調等で工期延長があった場合、再度の繰越措置は困難であり、市負担が増大するリスクがあります。
- 本市では、普通教室等の空調設備を令和7年度から令和10年度までの4年間で更新整備する予定ですが、補助対象事業費の上限額が令和4年度から引下げられたため、所要額に見合う十分な補助を受けることができない状況にあります。
- 体育館空調設備の整備に当たって、空調設備整備臨時特例交付金を活用する予定ですが、補助対象事業費の上限額が7,000万円のため、断熱性確保のための工事について、所要額に見合う十分な補助を受けることができない状況にあります。
- これまで児童生徒数が増加傾向にあった本市では、保有教室に余裕のある学校は数少なく、加えて、今後、中学校の35人学級編成への対応もあることから、多くの学校で教室の転用や増築が必要となる見込です。短期間での整備にはリース方式も有効な整備手法ですが、現在の制度では、補助を活用できないこととなっています。
- 昨今の急激な物価高騰や労務単価上昇、また、人材不足の影響のため、学校施設に関する工事入札についても、不調件数及び全体に占める不調件数の割合は年々増加しています。入札不調による工事スケジュールの見直しのために事業年度が変更となる場合があり、国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要となっています。

■ 年度別の計画事業量と採択状況

(単位:千円)

年度	計画事業費	交付決定額	(予算区分)		採択率	補正率※
			当該年度 当初予算	前年度 補正予算等		
	A	B	C	D	B/A	D/B
R5	929,487	1,000,927	0	1,000,927	107.7%	100.0%
R6	1,973,123	2,169,594	0	2,169,594	110.0%	100.0%
R7	2,991,320	3,128,148	0	3,128,148	104.6%	100.0%

※補正率: 交付決定額のうち、国の補正予算や本省繰越などの前年度予算により措置された割合

前年度予算による措置は、年度内に工事完了が困難な場合、補助を活用できないリスクがある。

→ 実勢価格との乖離解消と併せ、柔軟な工期設定を可能とするためには、当初予算による措置が必要

■ 大規模改造（質的整備）に関する上限額の引上げ

工事種別		～R3	(単位:千円)
大規模改造（質的整備）	上限額	200,000	R4～
	下限額	4,000	70,000
空調設備一斉更新（R7～R10）		国庫補助額 約32.0億円	約23.2億円
		負担増：約8.8億円	

上限額が令和4年度から引下げられたため、補助目的に沿った十分な補助を受けることができない。

空調設備一斉更新（R7～R10）

国庫補助額 約32.0億円 ⇒ 約23.2億円

負担増：約8.8億円

→ 空調設備の更新整備にも十分対応可能となるよう上限額の引上げが必要

■ 体育館空調設備の整備に関する上限額の引上げ

体育館空調設備整備臨時特例交付金		R6～R15	(単位:千円)
上限額	70,000	上限額なし	R6～R15
	下限額	4,000	
体育館空調設備整備（R7～）		国庫補助額 約41.8億円	約48.2億円
		負担増：約6.4億円	

上限額が7,000万円のため、補助目的に沿った十分な補助を受けることができない。

体育館空調設備の整備（R7～）

国庫補助額 約41.8億円 < 約48.2億円

負担増：約6.4億円

→ 体育館空調設備の整備にも十分対応可能となるよう上限額の引上げが必要

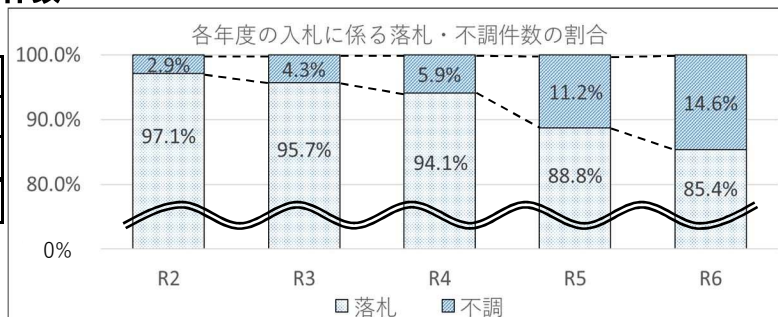
■ 補助制度の拡充

リース方式について、現在の制度では補助を活用できない。

→ 教室不足に対応するための有効な手段であるリース方式についても補助金の活用が可能となるよう制度の拡充が必要

■ 川崎市立学校に関する工事入札件数

	(単位:件数)				
	R2	R3	R4	R5	R6
不調	3	4	6	9	23
落札	102	88	95	71	134
合計	105	92	101	80	157



物価高騰や労務単価上昇等に起因する入札不調によって工事スケジュールが見直しとなり、事業年度が変更となると、国庫補助が活用できなくなる場合がある。

→ 入札不調に伴う事業年度変更に係る国庫補助の再計上について柔軟な対応が必要

多摩川における治水対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川（平瀬川・三沢川）等との合流部や排水樋管の放流部における河道掘削を早急に実施すること。
- 2 「多摩川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている、多摩川における浸水被害の最小化に向けた対策について、河道掘削や JR 京浜東北線付近等における堤防機能強化等の治水対策を確実に実施すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生したため、被害軽減に向けた多摩川の治水対策の推進が不可欠です。
- 令和7年度に「多摩川緊急治水対策プロジェクト」が完了する見込みですが、河道断面の確保に向け必要に応じて河道掘削を実施するとともに、特に多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近等の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、土砂掘削などを行い、継続的に水位を低減する対策を行うことが不可欠です。
- JR 京浜東北線付近の堤防高及び堤防厚や多摩川における平瀬川との合流部の堤防高は、基準値を満たすように、堤防機能強化等の治水対策を行う必要があります。

■ 効果等

- 多摩川及び流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

土砂堆積の状況

〈河道内の土砂掘削による水位低減対策〉



三沢川との合流部



平瀬川との合流部



排水樋管放流部



多摩川堤防の状況

〈堤防機能強化等の治水対策〉



平瀬川との合流部（東久地橋付近）



J R 京浜東北線付近

多摩川における浸水被害の最小化に向けて、早急な対策の実施を要すること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901
上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

自動運転の社会実装に向けた支援について

【経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

自動運転技術を活用した路線バスの社会実装に向けて、実証事業やインフラ整備等の本格運行に向けた支援の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 路線バスの減便や廃止が全国に拡大しているなか、都市部の本市においても運転手不足等の影響により、路線バスを大幅に減便せざるを得ない状況が生じています。
- 本市では、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の採択を受け、全国に先駆けて、自動運転レベル4のシステムを搭載したティアフォー社製の新型車両を納車し、全国初となる都道府県をまたぐルート（羽田連絡線）と1日30万人以上の人が利用する川崎駅前を走行するルート（川崎病院線）で、令和9年度の実装を目指し、令和7（2025）年1月27日から実証実験を実施しました。
- 実証実験では、10日間の期間において、自動運転レベル4の実装に必要なデータの取得を行うとともに、多くの関係者や市民の方々に試乗頂くなど、社会受容性の醸成に向けた取組も進めました。
- 自動運転バスの営業運行の事業性を高めていくためには、より多くの乗客が乗車できる、大型バスの活用が必要です。
- 社会実装を実現するためには、都市部における自動運転技術の研鑽や地域の交通環境に即したインフラ整備等を自治体と関係事業者が綿密に連携し、取組を進める必要がありますが、社会実装に向けて、実証試験の実施費用や複数年にわたる継続的な国の支援が必要です。

■ 効果等

- 都市部における自動運転技術を確立することにより、運転手不足などの課題解決や都市の利便性の維持、都市部での自動運転レベル4実装に関するノウハウを全国に横展開するモデルが構築され、持続的な交通環境の形成が期待できます。

＜本市における路線バスの現状＞

川崎市の人口とバス便数の関係



市内1日当りのバス便数: **2,300 便(約18%) 減少**

＜本市導入の自動運転バス＞

自動運転レベル4のシステム搭載
ティアフォー社製 Minibus2.0



多摩川スカイブリッジでの自動運転走行

＜自動運転に関する国の主な支援制度＞

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）

	補助対象事業費（最大）	補助率	川崎市の状況
令和6年度	1億5千万円	10/10	採択（1億円）
令和7年度	重点支援 3億円 一般支援 1億円	4/5	重点支援に申請済み

＜本市の取組＞

- 令和6年度は、2つの既存バス路線において、自動運転の実証走行を実施



川崎市 自動運転バス出発式
令和7(2025)年1月27日

出発式列席者

- 福田紀彦 川崎市長
- 青木功男 川崎市議会議員
- 鈴木晶雅 大田区長
- 藤田礼子 国土交通省関東運輸局長
- 今野順子 経済産業省関東経済産業局産業部担当次長
- 他事業関係者

- 令和7年度は、同バス路線において運賃収受による実証走行を予定
- 併せて、羽田連絡線において国産大型バスによる自動運転の実装を目指して継続的な実証走行を予定

自動運転技術を活用した路線バスの社会実装に向けて、実証事業やインフラ整備等の本格運行に向けた支援の充実を図ること。

川崎臨海部の土地利用転換について

【内閣府・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 扇島地区における、水素等の大量かつ安定的な受入・貯蔵・供給を可能とする商用サプライチェーン構築に向けた支援や、速やかな土地利用を行うための交通基盤及び港湾施設等のインフラ整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 南渡田地区における、マテリアルを中心とした新産業拠点の形成を推進するため、産業集積、インフラ整備、制度設計などの取組に対して、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の重点的な支援措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部におけるかつてない規模の土地利用転換は、これからの我が国の国際競争力強化において重要な役割を担うものであり、限られた工業用地を効果的に活用し、国策を具現化するような未来志向の土地利用を実現するためには、産業基盤の再構築・整備や土地活用における法令規制等について、これまでの枠組みに捉われない、柔軟な対応と省庁横断的な支援が必要です。
- 扇島地区では、カーボンニュートラル社会の実現等に向け、令和10年度の液化水素サプライチェーン構築に関する商用化実証開始を目指した受入・貯蔵・供給拠点の整備を進めるとともに、GXやDXによる効率化・高付加価値化を実現した高度物流拠点の整備などの取組を進めています。こうした我が国の課題解決に資する官民による事業推進のためには、商用化実証後のサプライチェーン構築に向けた支援や、国道357号・首都高湾岸線出入口等の交通基盤、公共埠頭や臨港道路等の港湾施設などのインフラ整備が必要であり、重点的な財政措置が必要です。
- 大規模土地利用転換の先鞭と位置付けている南渡田地区では、国の「統合イノベーション戦略」や「マテリアル革新力強化戦略」で示されている革新的なマテリアルの開発を具現化する新たな産業拠点の形成を目指し、令和6年度に先行地区の事業に着手するとともに、産学官連携の協議会を設置しました。今後は、地区全体の拠点価値向上に資する戦略的な機能集積及びインフラ整備を着実に進める必要があるため、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の重点的な支援が必要です。

【川崎市の取組】

- 令和3年2月
「JFEホールディングス㈱と川崎市との土地利用に関する協定」締結
⇒ 京浜地区の高戸等の休止に伴う影響に対応し、川崎臨海部における地域の持続的な発展に向けた土地利用を推進

● 令和3年2月
「JFE ホールディングス^(株)と川崎市との土地利用に関する協定」締結
⇒ 京浜地区の高炉等の休止に伴う影響に対応し、川崎臨海部における地域の持続的な発展に向けた土地利用を推進

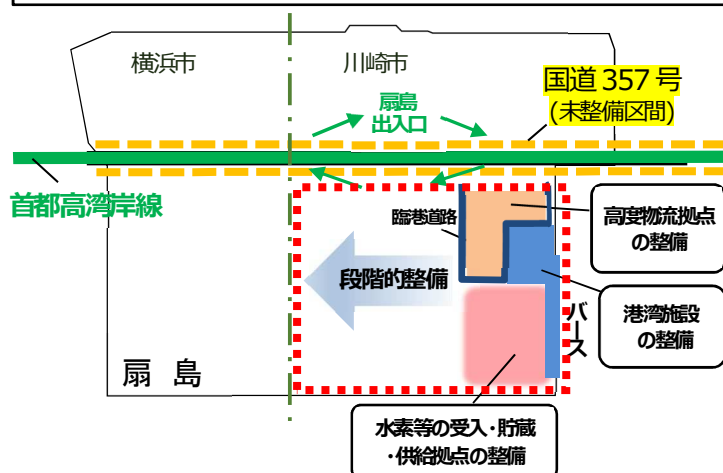
計画的な土地利用転換を図るため、「扇島地区土地利用検討会議」や「臨海部大規模土地利用調整会議」を開催し、導入機能や基盤整備などについて協議・調整
⇒ 令和5年8月に「**土地利用方針**」を策定。
この一帯が我が国の「産業の構造転換・再配置」のモデルケースとなるよう取組を推進

次世代の川崎臨海沿陸を牽引する新産業拠点の形成に向け、JFE と川崎市との間で協議調整を図りながら、令和 4 年度に具体的なコンセプトや土地利用方針等を盛り込んだ拠点整備基本計画を策定。令和 5 年 3 月には北地区北側の事業者が決定し、令和 6 年 4 月に事業着手



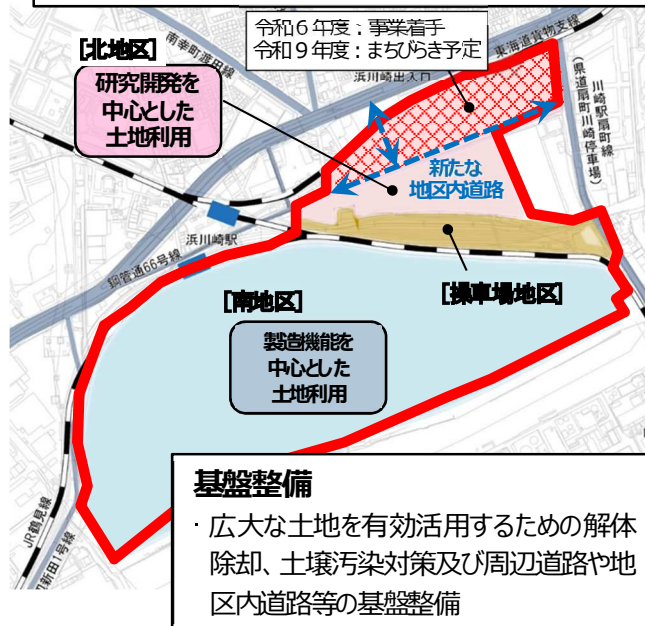
・国道 357 号や首都高湾岸線出入口等の交通基盤整備

- ・令和11年度の水素船利用に向けた国直轄事業によるバース改修
- ・臨港道路等の港湾施設の整備



首都圏や京浜臨海部のカーボンニュートラル
エネルギー利用促進等に向けて、大規模土地
利用転換を早期に実現するための
重点的な財政措置が必要

革新的な素材を生み出す研究開発機能の集積による「マテリアルから世界を変える産業拠点」の形成



新産業拠点の形成に向けて、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の**重点的な支援措置**が必要

-33-

脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 J-クレジット制度において、導入義務制度に基づき設置された再エネ発電設備については、再エネ普及の観点から、再エネの追加性があるものとして適切に評価し、制度の対象とするよう見直しを行うこと。
- 2 第7次エネルギー基本計画における太陽光発電設備の導入目標の達成に向け、課題解決や技術開発、社会実装、制度の見直しに向けた取組を加速させること。特にFITに頼らない自家消費型の太陽光発電設備の普及や蓄電池の導入促進など、系統対策や調整力の確保に向けた取組を一層推進すること。

■ 要請の背景

- 本市は、市域のほとんどが市街化しており、再エネポテンシャルの99%が建築物への太陽光発電設備となっているため、市域の再エネ導入拡大を図ることを目的に、新築建築物への再エネ導入義務化制度を令和7年度から施行しています。
- 国が運営するJ-クレジット制度において、導入義務制度により設置された再エネ発電設備は、一律「再エネの追加性が認められない」とされましたが、導入義務制度は新たな再エネ発電設備の増加を促す契機となる先進的な取組であり、導入義務制度を創設した自治体内で活動を行う事業者が不利益を被る可能性があります。このような現状を考慮し、条例等で義務付けられている設備の導入等による排出削減・除去・吸収活動についても追加性を認めるよう制度を見直す必要があります。
- 再エネの更なる普及拡大は、国産ペロブスカイト太陽電池の安定的な供給体制確保など、次世代技術の社会実装に向けた国主導による取組が一層必要となります。
- 太陽光発電設備は、系統接続や出力抑制等その普及に伴う課題が生じており、解決策の一つである送配電網の整備には、多くのコストや時間等を要するため、一般送配電事業者による送配電設備の確実な増強等を継続的に促すとともに、太陽光発電設備等再エネ電力の自家消費を促進する必要があります。
- 電力を最大限活用するため、エネルギー利用の最適化に向けた取組を促進する必要がありますが、蓄電池の価格低減やリサイクル等に係るスキームの確立等の課題もあることから、国主導による一層の取組が求められます。

■ 川崎市の再エネ導入義務化制度について（令和7（2025）年4月施行）

本市では市域のほとんどが市街化しており、再エネポテンシャルの99%が建築物への太陽光発電設備となっているため、新築建築物への再エネ導入義務化制度により、市域の再エネ導入拡大を図る。

■ 総称 建築物太陽光発電設備等総合促進事業

■ 制度1

■ 特定建築物太陽光発電設備等導入制度【令和7年度施行】

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新増築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

■ 制度2

■ 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【令和7年度施行】

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を市内に年間延床5,000m²以上建築する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

■ 制度3

■ 建築士太陽光発電設備説明制度【令和6年度施行】

建築士に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う説明義務

■ 制度4

■ 建築物太陽光発電設備誘導支援制度【令和5年度開始】

地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな誘導支援の枠組みの創設

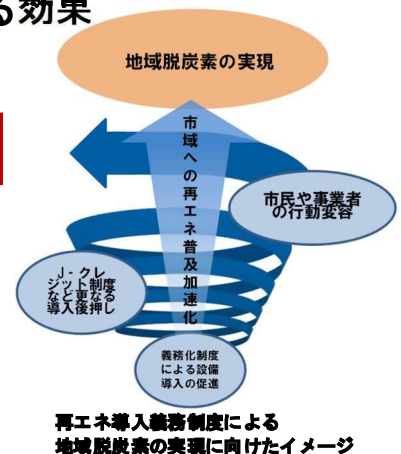
■ 【制度2】特定建築事業者太陽光発電設備導入制度による効果

制度対象件数のイメージ（令和2年度実績より）

項目	戸建住宅	共同住宅	その他・非住宅	合計
制度対象事業者の 建築受注件数の合計	2,055 件 (60%)	252 件	120 件	2,427 件 (56%)
上記以外の 建築受注件数の合計	1,349 件	253 件	340 件	1,942 件 (44%)
総計（約 600 者）	3,404 件	505 件	460 件	4,369 件 (100%)

■ 制度対象となる建築物は市内新築住宅の約6割

（「エネルギー基本計画」等で示された「2030 年度に新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備設置を目指す」という国の目標に合致する。）



■ J-クレジット制度実施規程における再エネ導入義務化制度の取扱いについて

令和7（2025）年2月25日付改定された実施規程において、次のとおり示された。

■ J-クレジット制度実施規程

2.2.5 追加性を有すること 各プロジェクトにおける追加性の有無については、原則、経済的障壁の有無によって評価する。ただし、方法論において評価の方法を別途定めている場合は、それに従う。また、方法論において追加性の評価は不要とされている場合は、プロジェクトごとに追加性の評価を行わなくても、追加性を有するものとみなす。なお、**法令で義務付けられている設備の導入等による削減活動は、追加性を有していないため、本制度の対象プロジェクトとすることはできない。**

＜国による考え方の整理＞

条例等により新築住宅への再生可能エネルギー設備の導入を義務付けている制度において、利用が促進されている太陽光、太陽熱、地中熱等の設備について、当該制度の対象地域における設備導入の取組が追加性を有するか否かについては、方法論で別途定める場合を除き、以下の通り。

- ・ 新築建築物への導入：**一律で追加性を有さない**こととする
- ・ 既存建築物への導入：確認済み証の発行日が
 - 2024 年度以前の場合：一律で追加性を有することとする
 - 2025 年度以降の場合：**一律で追加性を有さない**こととする

